



福祉

高齢の方向けの福祉制度



最新の情報は左の二次元コードから市HPへアクセスして入手してください

介護保険

問合せ	介護保険課	TEL.21-3023	戸井支所市民福祉課	TEL.82-2112
	湯川福祉課	TEL.57-6170	恵山支所市民福祉課	TEL.85-2335
	亀田福祉課	TEL.45-5482	楸法華支所市民福祉課	TEL.86-2111
			南茅部支所市民福祉課	TEL.25-6045

住み慣れた地域や家庭で本人や家族の希望を尊重した介護サービスが受けられるよう、社会全体で支えあう制度です。

必ず加入する人

40歳以上の方が加入します。
65歳以上の方は第1号被保険者、40歳以上65歳未満の方は第2号被保険者となります。

保険料

▶ 第1号被保険者(65歳以上の方)

本人の所得や世帯の市民税課税状況に基づいて算定します。保険料額は市から送付する保険料額決定通知書をご覧ください。

▶ 第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)

加入している医療保険の保険料の一部として納めていただきます。

▶ 納付の方法(第1号被保険者)

特別徴収(年金から天引きする方法)と普通徴収(納付書や口座振替で納める方法)があります。
年金所得者は、原則として年金から特別徴収を行います。
※特別徴収以外の方は普通徴収となります。
普通徴収の方は、市から送付する納付書で年12回(毎月)に分けて納めていただきます。
口座振替を希望する場合は、金融機関等での手続きが必要です。口座振替の手続きには、預貯金通帳・通帳の届出印・納付書または被保険者証をお持ちください。なお、市役所では

キャッシュカードのみでお手続きできます。

また、第1号被保険者になった方や転入した方は、しばらくの間、普通徴収で納めていただいた後、特別徴収となります。第1号被保険者になった月または翌月に納付書と一緒に保険料額決定通知書を送付します。

▶ 保険料が支払えないときは

保険料を未納にしていると、介護サービスを受けるとき全額自己負担となる場合があります。

第2・第3段階の保険料で所得が低く生活に困窮している方は、申請により、保険料が軽減される場合があります。

また、災害(震災・風水害・火災等)や失業などの事情で保険料の支払いが困難なときには、申請により、支払いの猶予や減免を受けられる場合があります。未納のままにせず、必ずご相談ください。

〈広告〉

終のすみかとしてお暮らしいただける安心の住まい

介護付有料老人ホーム ベーネ函館 **和楽** 公益社団法人 全国有料老人ホーム協会会員

源泉かけ流し天然温泉付 住宅型有料老人ホーム ベーネ函館 **悠楽**

高齢者の方に日々快適な生活を送っていただけるよう配慮された住宅 サービス付き高齢者向け住宅 **サルーテ石川**

接心介護の理念の下、ご自身の自立、自由を重んじ、いつまでも自分らしい快適な暮らしを楽しんでいただくためのサポート

積み重ねてきた人生の厚みにふさわしい、おだやかで心豊かな函館暮らし

認知症対応型共同生活介護 **グループホーム いしかわ** 穏やかに居心地の良い介護支援を提供するグループホーム

地域密着型特定施設入居者生活介護 **カーサ石川** 人とつながり、地域とのつながりを大切にしたい介護付き有料老人ホーム

住宅型有料老人ホーム ベーネいしかわ ショートステイいしかわ

ベーネ函館 **和楽** ☎35-3333 函館市東山町144番52
ベーネ函館 **悠楽** ☎47-4165 函館市石川町464番1
グループホーム **いしかわ** ☎46-8500
カーサ石川 ☎47-8000
サルーテ石川 ☎34-2424
ベーネいしかわ **ショートステイいしかわ** ☎34-3351

株式会社ベーネ函館 函館市深堀町23番25101号 ☎86-5118
株式会社ハーモニ 函館市東山町144番52 ☎35-3333

【入居相談室】お電話でのお問い合わせは 9:00 ~ 18:00 ●協力医療機関/ベーネ函館いしかわクリニック



高齢者住宅 情報プラザ

Grand UniLife

ご相談からご紹介まで**一切無料**
北海道から九州まであんしん
全国21店舗のネットワーク



ご希望にあった
高齢者向け住宅や施設をご紹介

函館市電「五稜郭公園前」駅 徒歩2分

高齢者住宅情報プラザ 函館店

通話料 無料 **0120-015-165**

〒040-0011 函館市本町4-14 [グランユニライフ](#) 検索

社会福祉法人 函館松寿会
特別養護老人ホーム

函館はくあい園



居宅介護支援事業所 TEL 0138-45-8550	ショートステイ TEL 0138-45-5250
デイサービスセンター TEL 0138-45-5250	訪問入浴サービス TEL 0138-45-5250
ホームヘルパーステーション港 TEL 0138-43-8671	◇社会福祉法人 函館松寿会◇ 函館市吉川町3番16号 TEL 0138-45-5250

函館松寿会 検索

SOMPOケア 私たちは、SOMPOホールディングスの一員です。

SOMPOケアは、選べる介護。

全国に約440施設と約650事業所を展開
介護の総合ブランド、SOMPOケア

24時間安心のサービス 見学会開催中!

サービス付き高齢者向け住宅
SOMPOケア そんぼの家S函館昭和
〒041-0812
函館市昭和4-30-35
函館バス「五稜郭駅前」から、
「中央昭和」バス停下車、徒歩約3分



自宅での介護 日常生活の支援

SOMPOケア 函館昭和 函館市昭和4-30-35	SOMPOケア 函館湯の川 函館市湯川町3-13-21 菊地ビル1階左側
訪問介護 居宅介護支援 定期巡回 夜間訪問介護	訪問介護
デイサービス 訪問看護 訪問入浴 看護小規模多機能	

SOMPOケア そんぼの家S ■共通概要 ●類型/サービス付き高齢者向け住宅●入居対象者/原則60歳以上の方で、自立の方および独居が困難な方や介護保険受給認定を受けている方●介護保険/在宅サービス利用可●居住の権利形態/賃貸借●利用料の支払い方式/月払い方式●居室区分/全室個室●土地・建物の権利形態/賃借 ※掲載の情報は2019年7月現在のものです。一部画像はイメージです。

まずはお気軽にご相談ください。

介護なんでも相談室 321 **0120-37-1865**

資料番号 190758
SOMPOケア公式 検索

受付時間：午前9時～午後6時
(土・日・祝日も受付) ※年末年始除く

〈事業主体〉 SOMPOケア株式会社 東京都品川区東品川4-12-8



函館市北浜町5番12号
【代表】 0138-45-2111
【直通】 0138-45-1011

全室空調完備
協力医療機関との連携
共有スペース無料Wi-Fi
全室見守り支援システム

HEART TO HEART サービス付高齢者向け住宅

ハートToハート北浜

アットホームな共有空間と
完全個室の自由で快適な生活。



- あん摩マッサージ指圧師
- はり師・きゅう師(厚生労働大臣免許)
- 健康保険取扱可(医師の同意必要)

さくら治療院

市内・近郊
出張施術します

P 駐車場有 **当院** アートビュー 6F

施術時間
午前9:00～12:30
午後2:00～7:00

定休日
日曜・祝日、木曜午後

☎(0138) **24-5560**
予約優先

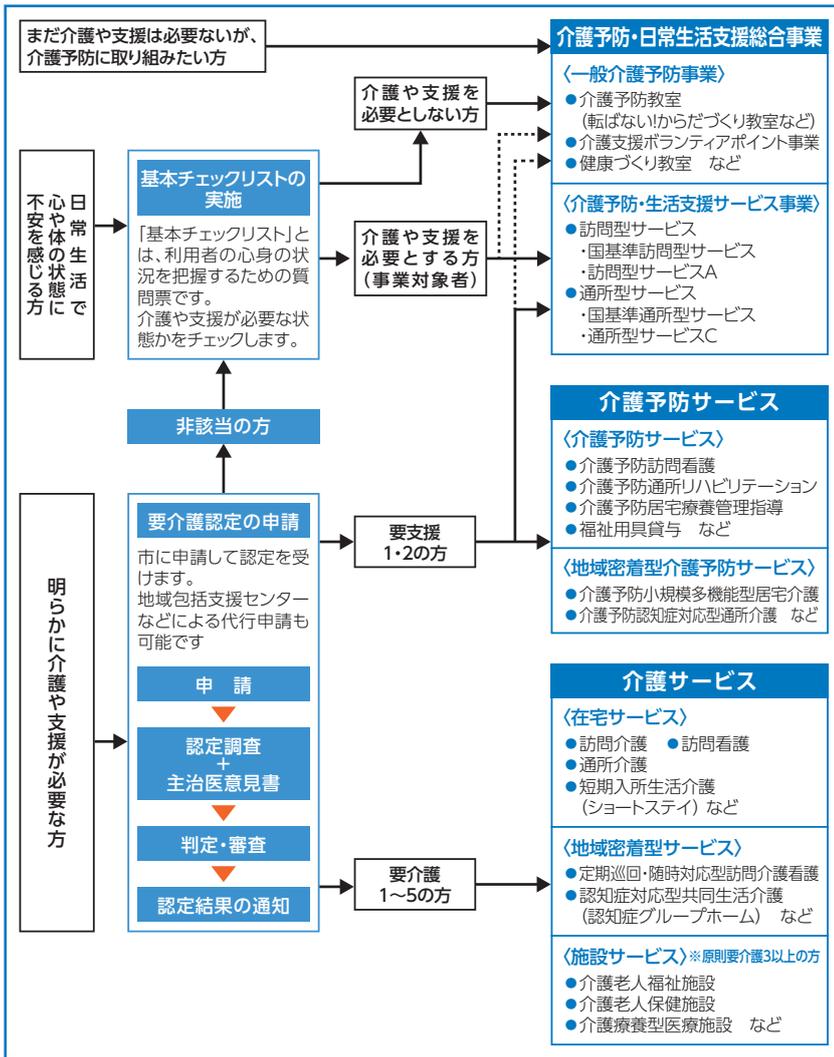
函館市千歳町20-7 アートビュー千歳6F 601



介護保険サービスを利用するには

介護や支援が必要な状態か、どのようなサービスを必要としているか、確認する必要があります。お住まいの近くの地域包括支援センターまたは、函館市の窓口にご相談ください。

基本チェックリストの実施や、要介護要支援認定申請を行っていただき、必要なサービスを利用します。



要介護度等の区分

区分	身体の状態 ※平均的な状態の例です。ご本人の状態と完全に一致するものではありません。	利用限度額 (1か月)
事業対象者※	要支援1または2に相当する状態	50,030円
要支援1	日常生活はほぼできるが、起き上がり、立ちあがりなど何かにつかまらなければできない状態	50,030円
要支援2	歩行や入浴などに何らかの介助が必要な状態	104,730円
要介護1	歩行や入浴のほか、薬の内服、金銭管理、電話の利用等に何らかの介助が必要な状態	166,920円
要介護2	歩行、入浴、金銭管理などのほか、衣服の着脱や排せつ等に何らかの介助が必要な状態	196,160円
要介護3	入浴や衣服の着脱、排せつなどに全面的な介助が必要な状態 認知症がある場合は、かなりの問題行動や理解力の低下が見られる状態	269,310円
要介護4	食事や入浴、衣服の着脱、排せつなど日常生活に全面的な介助が必要な状態 認知症がある場合は、問題行動が一層増え、理解力もかなり低下した状態	308,060円
要介護5	生活全般にわたって全面的な介助が必要な状態	360,650円

※基本チェックリストによるチェックで介護や支援が必要とされた方

利用者負担

サービスごとに要介護区分等に応じて料金を設定しています。利用者負担は、所得に応じて1~3割負担となります。自身の負担割合は負担割合証でご確認ください。低所得の方には、各種軽減制度があります。

介護保険負担限度額認定証の交付

介護保険施設や短期入所施設に入所(院)した場合に、市に申請すると所得に応じて居住費・食費の負担が軽減されます。

社会福祉法人利用者負担軽減確認証の交付

社会福祉法人が提供する訪問介護などのサービスを利用する方で、生計が困難な場合、申請により利用者負担が減額される場合があります。

高額介護(介護予防)サービス費の支給

1か月間に利用した介護サービスの利用者負担額が所得に応じた一定の上限額を超えた場合、申請により上限額を超えた分の払い戻しを受けられます。

高額介護合算療養費の支給

介護保険のほかに国民健康保険や後期高齢者医療に自己負担があり年間合算し限度額を超えた場合、市に申請すると超えた分の払い戻しを受けられます。

国民健康保険加入の方は99ページ、後期高齢者医療加入の方は102ページをご覧ください。

介護サービス

要介護1~5と判定された方が対象のサービスです。

在宅サービス

訪問介護

ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。

訪問入浴介護

看護師等が自宅を訪問し、入浴介護を行います。

訪問看護

看護師等が疾病等を抱える方の自宅を訪問し、療養の世話や診療の補助を行います。

■ 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士が自宅を訪問し、リハビリを行います。

■ 居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士等が自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

■ 福祉用具貸与・購入

車いすや特殊寝台などの貸与や入浴補助具などの購入費を支給します。

■ 住宅改修費

手すりの取り付けなどの住宅改修が必要な場合、住宅改修費を支給します。

■ 通所介護

デイサービスセンターなどに通い、日常生活上の介護や機能訓練を受けられます。

■ 通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関などに通い、理学療法や作業療法などのリハビリを受けられます。

■ 短期入所生活介護

特別養護老人ホームなどに短期間入所し、日常生活上の介護を受けられます。

■ 短期入所療養介護

介護老人保健施設や医療機関などに短期間入所し、機能訓練や日常生活上の介護を受けられます。

■ 特定施設入居者生活介護

介護付き有料老人ホームなどの入居者が、日常生活上の介護や機能訓練を受けられます。

施設サービス

■ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)※

食事や排せつなどで常時介護が必要で、自宅での介護が困難な方が入所します。

■ 介護老人保健施設(老人保健施設)

病状が安定し、自宅へ戻れるようリハビリに重点を置いたケアが必要な方が入所します。

■ 介護療養型医療施設(療養型病床群)

急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする方のための医療機関の病床です。

■ 介護医療院

慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に受ける必要のある方が入所します。

地域密着型サービス

■ 定期巡回・随時対応型サービス

24時間対応の定期的な訪問サービス(訪問介護・訪問看護)や、緊急時は専用端末から通報すると随時対応サービスを受けられます。

■ 夜間対応型訪問介護

夜間に定期巡回サービスや専用端末から通報すると訪問介護サービスを受けられます。

■ 地域密着型通所介護

利用定員18人以下の小規模なデイサービスセンターなどに通い、日常生活上の介護や機能訓練を受けられます。

■ 認知症対応型通所介護

認知症の方がデイサービスセンターなどに通い、日常動作訓練や日常生活上の介護を受けられます。

■ 小規模多機能型居宅介護

通いを中心に訪問や泊まりのサービスを組み合わせて日常生活上の介護を受けられます。

■ 認知症対応型共同生活介護

認知症の方が少人数で共同生活し、日常生活上の世話や機能訓練を受けられます。

■ 地域密着型特定施設入居者生活介護

小規模な介護付き有料老人ホームの入居者が日常生活上の介護や機能訓練を受けられます。

〈 広告 〉

おひとりの生涯を大切に。

社会福祉法人 純心福祉会
谷地頭緑蔭園
やちがしら りょくいんえん

複合型サービス事業所

通い 泊まり 訪問介護 訪問看護

4つのサービスを組み合わせてご利用いただけます。

●1日通い 18名 ●1日泊まり 9名 ●登録定員 29名
※当事業所にご登録された方のみご利用になります。
お早めの登録が安心です

●地域密着型特別養護老人ホーム
●複合型サービス事業所 ●地域交流スペース

函館市谷地頭町23番5 TEL.0138-26-7771
<https://js-fukushikai.com/>

介護相談センター

ケアプランセンター 富岡

函館市富岡町3丁目26-13

TEL.45-6983 FAX.45-6984

- **地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護※**
小規模な特別養護老人ホームの入居者が日常生活上の介護や機能訓練、療養上の世話を受けられます。
 - **看護小規模多機能型居宅介護**
通いを中心に訪問や泊まり、訪問看護を組み合わせ受けます。
- ※要介護1・2の方は原則入所できません。ただし在宅での介護が困難と認められる場合はその限りではありませんので、施設にご相談ください。

介護予防・日常生活支援総合事業のサービス

事業対象者、要支援1・2と判定された方が対象のサービスです。

在宅サービス

- **訪問型サービス**
ホームヘルパーが自宅を訪問し、介護予防を目的に食事等の介護や日常生活上の支援を行います。
- **通所型サービス**
デイサービスセンターなどに通い、介護予防を目的に日常生活上の介護や機能訓練を受けられます。

介護予防サービス

要支援1・2と判定された方が対象のサービスです。

在宅サービス

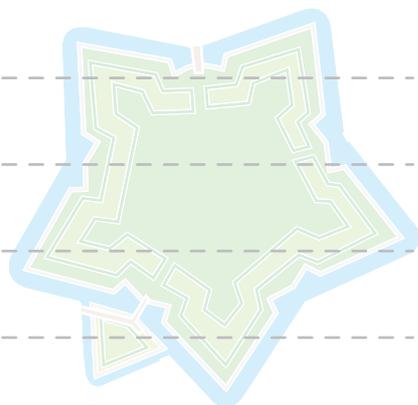
- **介護予防訪問入浴介護**
看護師等が自宅を訪問し、介護予防を目的に入浴介護を行います。
- **介護予防訪問看護**
看護師等が疾病等を抱える方の自宅を訪問し、介護予防を目的に、療養の世話や診療の補助を行います。

- **介護予防訪問リハビリテーション**
理学療法士や作業療法士が自宅を訪問し、介護予防を目的にリハビリを行います。
- **介護予防居宅療養管理指導**
医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士等が自宅を訪問し、介護予防を目的に療養上の管理や指導を行います。
- **介護予防福祉用具貸与・購入**
福祉用具の貸与や入浴補助用具などの購入費を支給します。
- **介護予防住宅改修費**
手すりの取り付けなどの住宅改修が必要な場合、住宅改修費を支給します。
- **介護予防通所リハビリテーション**
介護老人保健施設や医療機関などに通い、介護予防を目的に、理学療法や作業療法などのリハビリを受けられます。
- **介護予防短期入所生活介護**
特別養護老人ホームなどに短期間入所し、介護予防を目的に日常生活上の介護を受けられます。
- **介護予防短期入所療養介護**
介護老人保健施設などに短期間入所し、介護予防を目的に、機能訓練や日常生活上の介護を受けられます。
- **介護予防特定施設入居者生活介護**
介護付き有料老人ホームなどの入居者が、介護予防を目的に日常生活上の介護や機能訓練を受けられます。

地域密着型サービス

- **介護予防認知症対応型通所介護**
認知症の方がデイサービスセンターなどに通い、介護予防を目的に日常動作訓練や日常生活上の介護を受けられます。
- **介護予防小規模多機能型居宅介護**
通いを中心に訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、介護予防を目的に日常生活上の介護を受けられます。
- **介護予防認知症対応型共同生活介護(要支援2の方が対象)**
認知症の方が少人数で共同生活し、介護予防を目的に日常生活上の世話や機能訓練を受けられます。

memo



介護保険以外の高齢者福祉サービス

一人暮らしの高齢の方や高齢の方のみの世帯の方などで日常生活を送るのに支援を必要とする方が対象です。利用の前に市や地域包括支援センターによる訪問調査が必要なサービスもあります。詳細はお問合せください。

要介護認定が必要なサービス

■ 家族介護用品給付事業※

要介護認定3から5の方を在宅(介護保険施設・地域密着型介護老人福祉施設以外の施設やおむつ持ち込み可能な病院を含む)で介護する方に、紙おむつ等を給付します。

■ 家族介護慰労事業※

過去1年間、要介護認定4または5で、介護保険サービス(年間7日以内の短期入所系サービスを除く)を利用せず、かつ、3か月以上入院していない方を在宅で介護する方に、慰労金を支給します。

※家族介護用品給付・家族介護慰労事業は、介護している方・介護されている方ともに市民税非課税の方が対象です。

介護認定の有無を問わないサービス

■ 生活援助員派遣サービス

高齢者が自宅で自立した生活ができるよう草取りや窓ふきなどの家周りの手入れ等、一時的で軽易な生活援助を行います。

■ 食の自立支援(配食)サービス

高齢者または身体障がい者で調理や食事の確保が困難な方に、昼食・夕食の定期的な提供と安否確認を行います。また、訪問介護等の利用検討、調整も行います。

■ 東部地区外出支援サービス

東部地区に居住する高齢者で車いす利用等で交通機関の利用が困難な方に、リフト付車両による移送を行います。

※介護タクシーや福祉タクシーの利用が優先されます。

■ 除排雪サービス

高齢者または身体障がい者で自力で除雪できない方を対象に生活通路を確保するために、居宅の玄関先から公道までの除雪等を行います。

■ 寝具乾燥サービス

高齢者または身体障がい者で寝具の衛生管理が困難な方に、布団の乾燥等を行います。

■ 緊急通報システム設置サービス

高齢者または身体障がい者で身体虚弱または突発的に生命に危険な症状が発生する持病がある方と一人暮らしで日常生活に不安のある85歳以上の方の自宅に、火災・急病・事故等の緊急時に、消防本部へ通報できる装置を設置します。

■ いきいき住まいリフォーム助成

身体機能の低下した高齢者や重度の身体障がい者のいる世帯に、くらしやすい生活ができるよう自宅をバリアフリー化する費用の一部を助成します。

■ 安心ボトル(救急医療情報キット)の配付

65歳以上で一人暮らしの方や同居する方が長期入院している世帯など一人暮らしに近い状態の方に、万が一のとき救急隊員に必要な情報をお知らせできるボトルを配付します。

■ ショートステイサービス

介護者の病気等のため介護保険の利用限度を超える短期入所等が必要な方に、短期入所施設への一時入所により介護や機能訓練等のサービスを提供します。

在宅福祉ふれあい事業のサービス

問合せ 函館市社会福祉協議会 TEL.23-2226

対象世帯の個別の状況に応じて、サービスを提供します。

■ 訪問安否確認サービス

協力員が訪問して、安否確認、各種相談、孤独感の解消を図ります。

■ 家事援助サービス

軽易な身の回りの世話などを行います。

■ 訪問理容美容サービス

寝たきりの高齢者に理(美)容師が理(美)容を行います。

交通料金助成制度

問合せ 地域福祉課 TEL.21-3021

70歳以上の方へ、市内での市電・函館バスの乗車運賃の半額を、交通系ICカード「イカすニモカ」のポイントとして返金することにより、年間6,000円まで助成します。

家族介護に関する相談

問合せ 高齢福祉課 TEL.21-3065

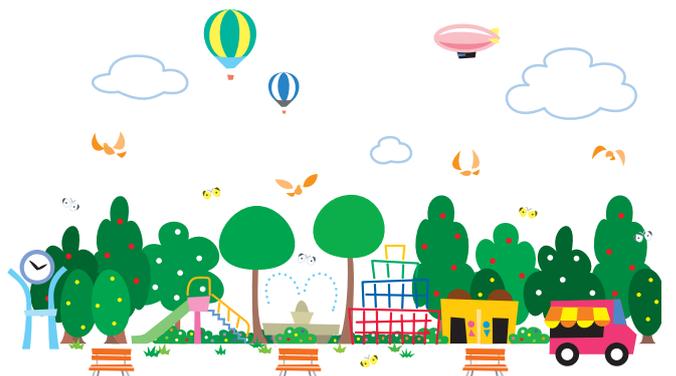
高齢者や認知症の方などを在宅で介護している家族の方の悩みや不安に保健師などの家族介護支援員が電話や訪問等で相談に応じます。

在宅医療などに関する不安や悩みについてのご相談は

▶ 医療・介護連携支援センター

TEL.43-3939

富岡町2-10-10(函館市医師会病院内1階)



福祉

認知症相談

問合せ 高齢福祉課 TEL.21-3081

認知症の予防や症状への対応、医療機関の受診について電話や来所で相談に応じます。

若年性認知症に関する相談は下記の相談機関でも対応しています。

- 北海道認知症コールセンター
(北海道認知症の人を支える家族の会)
TEL.011-204-6006 平日 午前10時～午後3時
- NPO法人北海道若年認知症の人と家族の会
TEL.011-205-0804
毎週火・水・木曜日 午前10時～午後3時

車いすの貸出

問合せ 函館市社会福祉協議会 TEL.23-2226

身体に障害のある方や高齢のために独力で歩行することが困難な方、けがなどで一時的に歩行困難になった方に車いすを無料で貸出します。

- 対象者 ●在宅の高齢者・障がい者
●観光などで短期間函館に滞在する方
- 貸与期間 ●原則として1か月(最大6か月まで延長可能)

介護保険や高齢者福祉サービスのご相談は

市の窓口かお住まいの地域の高齢者あんしん相談窓口 地域包括支援センターにお問合せください。

市の窓口

高齢福祉課	高齢者・介護総合相談窓口	TEL.21-3025	戸井支所市民福祉課	TEL.82-2112
湯川福祉課		TEL.57-6170	恵山支所市民福祉課	TEL.85-2335
銭亀沢支所		TEL.58-2111	楳法華支所市民福祉課	TEL.86-2111
亀田福祉課	介護・高齢・障がい相談窓口	TEL.45-5482	南茅部支所市民福祉課	TEL.25-6045

高齢者あんしん相談窓口 地域包括支援センター

西部地区	あさひ	TEL.27-8880	旭町4-12(総合在宅ケアセンターあさひ内)
中央部第1地区	こん中央	TEL.27-0777	松風町18-14
中央部第2地区	ときとう	TEL.33-0555	時任町35-24(こんクリニック時任内)
東央部第1地区	ゆのかわ	TEL.36-4300	湯川町3-29-15(介護老人保健施設ケンゆのかわ内)
東央部第2地区	たかおか	TEL.57-7740	高丘町3-1(地域密着型介護老人福祉施設サテライト百楽園内)
北東部第1地区	西堀	TEL.52-0016	中道2-6-11(西堀病院内)
北東部第2地区	亀田	TEL.40-7755	昭和1-23-8
北東部第3地区	神山	TEL.76-0820	神山1-25-9
北部地区	よろこび	TEL.34-6868	桔梗1-14-1(ユニット型介護医療院喜郷内)
東部地区	社協	TEL.82-4700	館町3-1(函館市戸井支所内)
	ランチかやべ	TEL.25-6034	川汲町1520(函館市南茅部支所内)

※ランチは各種の相談を受けて、地域包括支援センターにつなぐための窓口です。



福祉

< 広告 >

まごころの生前整理 お焚き上げ供養

ひとつひとつ 心を込めて大切に
ご自宅を整理・片付けいたします。

生前整理

- ◆元気づちの身の回りの整理をしておきたい方
- ◆一人で整理するのは体力的にも大変な方
- ◆親も高齢なので実家の片付けが気になる方

年数を重ねるうちに溜まってきた品々を「いつかは整理しないと...」と思われる方も少なくないです。元気で健康に生活していただけるよう心を込めて対応させていただきます。

空き家整理

- ◆放置している空き家がある方
- ◆実家の空き家を片付けたい方
- ◆老朽化して空き家になっている賃貸物件がある方

事情によりホームなどへの入所を急ぎご自宅が空き家になってしまう場合なども対応させていただきます。ご自宅の解体・転売・賃貸などの対応もいたします。ホーム入所に伴う引っ越しもお手伝いさせていただきます(別途お見積り)。

まごころ屋

TEL:0120-858-083 亀田郡七飯町大川
TEL:0138-85-8085 FAX:0138-85-8086 2丁目16-12

福祉用具 レンタル販売

車椅子・杖・靴
ベッド・おふろ椅子など

手ずりの取付や段差解消など
介護保険を使った

住宅改修

もお任せください!!

LINEでのご連絡も出来ます

お困りごとはお気軽にぜひ当店へ

株式会社 ひより屋 函館市千歳町11番6号
0138-27-6011

障がいのある方向けの福祉制度



最新の情報は左の二次元コードから市HPへアクセスして入手してください

手帳の交付

心身に障がいのある方が、さまざまな制度やサービスを受けるために必要な手帳を交付します。

身体障害者手帳

問合せ 障がい保健福祉課 TEL.21-3264 FAX.27-2770
亀田福祉課 TEL.45-5482 FAX.45-5486
東部4支所の市民福祉課(146～147ページ参照)

視覚・聴覚・平衡機能、音声機能、言語・そしゃく機能、肢体・心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能に永続する障がいがある方に、障がいの程度に応じて、1～6級の手帳を交付します。

申請前に、市から「身体障害者診断書・意見書」用紙を受け取り、障害者判定の資格を持つ医師を受診し、診断書・意見書を作成してもらう必要があります。

■ 申請には

身体障害者診断書意見書(障害判定の資格を持つ医師が作成したもの)・写真(縦4cm×横3cmで上半身・無帽のもの)・印鑑・マイナンバーカードまたは通知カード*・健康保険証(診断書で「障害程度等級1級～3級に該当する」旨の記載がある場合のみ)が必要です。

■ 等級の変更申請には

身体障害者診断書意見書・写真(縦4cm×横3cmで上半身・無帽のもの)・印鑑・マイナンバーカードまたは通知カード*・現在の手帳・健康保険証(診断書で新たに「障害程度等級が1級～3級に該当する」旨の記載がある場合のみ)が必要です。

■ 破損や紛失等のための再交付申請には

写真(縦4cm×横3cmで上半身・無帽のもの)・印鑑・マイナンバーカードまたは通知カード*・現在の手帳が必要です。

■ 転入・転居したときは

手帳の住所変更が必要です。手帳・マイナンバーカードまたは通知カード*を持参してください。

*本人を証明するもの(写真付き証明は1種類、写真なし証明は2種類)もあわせて必要。代理人申請時は代理人の証明も必要。

療育手帳

問合せ 障がい保健福祉課 TEL.21-3302 FAX.27-2770
亀田福祉課 TEL.45-5482 FAX.45-5486
東部4支所の市民福祉課(146～147ページ参照)

知的機能の障がいが発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じ、何らかの特別な援助を必要とする状態にあると判断された方に、その障害程度によりA(重度)またはB(中軽度)の手帳を交付します。

申請前に、18歳以上の方は北海道立心身障害者総合相談所、18歳未満の方は児童相談所の判定を受ける必要があります。

■ 申請には

写真(縦4cm×横3cmで上半身・無帽のもの)・印鑑・判定書・相談所等の判定結果が重度または中度の場合、健康保険証が必要です。

■ 等級の変更申請には

再判定等によりA判定となった場合、写真(縦4cm×横3cmで上半身・無帽のもの)・印鑑・現在の手帳・健康保険証が必要です。

■ 破損や汚れのための再交付申請には

写真(縦4cm×横3cmで上半身・無帽のもの)・印鑑・現在の手帳が必要です。

■ 転入・転居したときは

手帳の住所変更が必要です。手帳・印鑑を持参してください。

〈広告〉



義手・義足 整形装具一般
車椅子 その他福祉用具

株式会社 馬場義肢製作所
☎0138-22-2615
〒040-0065 函館市豊川町 15-17

法定雇用率引き上げで
障害者の
就職チャンス
が増えています!

働く楽しさ。新しい出会い。
信頼の
就職 サポート
ポンテ
就労移行支援事業所

函館市本町 29-29 2F ポンテ函館 で検索
☎0138-30-3366
函館市指定事業所番号 0111401709
●2019年3月17日北海道新聞報道実績。

精神障害者保健福祉手帳

問合せ 障がい保健福祉課 TEL.21-3264 FAX.27-2770
亀田福祉課 TEL.45-5482 FAX.45-5486
東部4支所の市民福祉課(146~147ページ参照)

精神疾患があり日常や社会生活に支障がある方に、障がいの程度に応じて1~3級の手帳を交付します。

■ 手帳の有効期限

精神保健福祉手帳の有効期限は2年です。有効期限の3か月前から更新手続きができます。また期限が切れてから2年以内であれば更新手続きが可能です。

■ 申請には

診断書(所定の様式)または精神障がいを受給事由とする障害年金証書の写し・障害年金の振り込み通知書・写真(縦4cm×横3cmで上半身・無帽のもの)・印鑑・マイナンバーカードまたは通知カード*が必要です。

■ 等級の変更申請には

診断書(所定の様式)または精神障がいを受給事由とする障害年金証書の写し・障害年金の振り込み通知書・写真(縦4cm×横3cmで上半身・無帽のもの)・印鑑・マイナンバーカードまたは通知カード*・現在の精神保健福祉手帳が必要です。

■ 破損や汚れのための再交付申請には

写真(縦4cm×横3cmで上半身・無帽のもの)・印鑑・マイナンバーカードまたは通知カード*・現在の精神保健福祉手帳が必要です。

■ 転入・転居したときは

手帳の住所変更が必要です。精神保健福祉手帳・印鑑・マイナンバーカードまたは通知カード*・道外または札幌から転入した場合のみ写真を持参してください。

*本人を証明するもの(写真付き証明は1種類、写真なし証明は2種類)もあわせて必要。代理人申請時は代理人の証明も必要。

手当等の支給

問合せ 障がい保健福祉課
▶ 手当 TEL.21-3302 FAX.27-2770
▶ 見舞金・給付金 TEL.21-3263 FAX.27-2770
湯川福祉課 TEL.57-6170 FAX.57-4134
亀田福祉課 TEL.45-5482 FAX.45-5486
東部4支所の市民福祉課(146~147ページ参照)

特別児童扶養手当

20歳未満で、身体や知的発達などに障がいのあるお子さんを養育している父や母などに支給します。

障害児福祉手当

20歳未満で、重度の障がいのため日常生活で常に介護を必要とする在宅の障がいのあるお子さんに支給します。

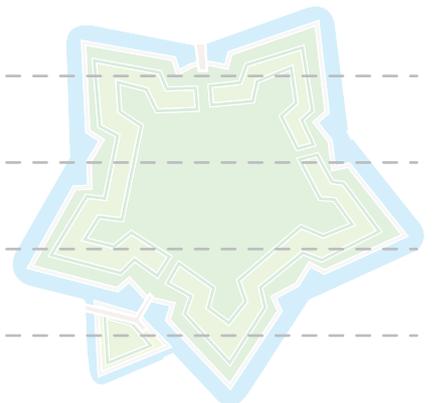
特別障害者手当

20歳以上で、身体や精神の重度の障がいのため日常生活で常に特別の介護を必要とする在宅の障がいのある方に支給します。

在日外国人障害者福祉給付金

昭和57年1月1日以前から外国人登録をし、障がいを支給事由とする公的年金を受給せず、身体障害者手帳1級または2級や療育手帳がA判定の在日外国人の方に支給します。

memo



自立支援給付

障がいのある方が介護や支援を必要とする場合、障害者総合支援法に基づいた障がい福祉サービスを利用できます。

■ 障がい福祉サービスを利用するには

障害支援区分認定のため審査・判定を受ける必要があります。区分認定が決定されると、サービス提供事業者と契約し、サービスを利用できます。

■ サービスの利用者負担

サービスごと障害支援区分等に応じて料金を設定しています。利用者負担は、所得等に応じて負担上限月額が設定されています。

訪問系サービス

■ 居宅介護

入浴や排せつ、食事の介護など自宅での生活全般にわたる介護を行います。

■ 重度訪問介護

重度の肢体不自由がある方に、自宅での介護や外出時の移動支援を行います。

■ 行動援護

行動が困難で常に介護の必要な方に、外出時の移動の支援や危険回避のための援護などを行います。

■ 同行援助

視覚に障がいがある方に、外出時の移動支援や外出先での必要な視覚的情報の支援などを行います。

■ 重度障害者等包括支援

介護の必要度がとても高い方に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。

■ 就労定着支援

就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した方の就労に伴う生活上の支援やニーズに対応できるよう支援を行います。

■ 自立生活支援

障害者支援施設等から、一人暮らしへ移行を希望する知的障がい者や精神障がいのある方に、理解力や生活力等を補う支援を行います。

日中活動系サービス

■ 短期入所

介護している方が病気などのため、一時的に介護を受けられない場合、施設に短期間入所できます。

■ 生活介護

日中に障がい者支援施設などで行われる介護サービスや創作的活動の提供などを受けられます。

■ 療養介護

病院などの施設で、機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。

■ 自立訓練

身体機能や生活能力向上のための訓練を行います。

■ 就労移行支援

一般就労を希望する方に知識・能力向上のための訓練を行います。

■ 就労継続支援

一般企業等での就労が困難な方に働く場の提供や、知識・能力向上のための訓練を行います。

居住系サービス

■ 共同生活援助

夜間や休日に共同生活を行う住居で相談や日常生活の援助または入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■ 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■ 宿泊型自立訓練

施設に宿泊して、家事等の日常生活能力向上のための支援や生活等に関する相談、助言などを行います。

障がい児の通所支援

■ 児童発達支援

未就学の障がい児に、児童発達支援センターで日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行います。

■ 放課後等デイサービス

通学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等を行います。

■ 保育所等訪問支援

児童発達支援センターの職員が、幼稚園や保育所にいる児童に、専門的な支援を行います。

自立支援医療

■ 更生医療

18歳以上で身体障害者手帳を持つ方に、日常生活、社会生活、職業能力の回復・向上を目的としたリハビリテーション医療を給付します。18歳未満の方は127ページをご覧ください。

■ 精神通院医療

精神障がいのある方が、北海道の指定を受けた病院・薬局等で該当する医療を受ける場合に、医療費の一部を公費で負担します。

補装具費の給付

身体障害者手帳を持つ方に、障害を補うための装具の購入や借受け、修理費用の一部を支給します。



福祉

地域生活支援事業

障がいのある方の地域生活をサポートするため、相談やコミュニケーション支援を行っています。

▶ 利用者負担

利用者負担のある事業があります。負担額は、利用者と配偶者(または保護者)の前年の所得に応じて設定しています。

■ 障害者相談支援

施設や制度利用などの情報を提供したり、健康管理や余暇活動の支援など自立した社会生活を送るための相談を行います。

■ 成年後見制度利用支援

知的障がい、精神障がいや認知症のため、各種サービスを利用するための手続きが困難で、一定の要件に該当する方に、成年後見制度の申立て費用等を助成します。

■ 子ども発達支援

発達の遅れや障がいのあるお子さんとその家族に、適切な療育や相談を行います。

■ 手話通訳・要約筆記者の派遣

聴覚などに障がいのある方のコミュニケーションを支援するために手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

■ 日常生活用具の給付等

重度の障がいのある人などが日常生活を送るために必要な用具を給付・貸与します。

■ 移動支援

全身性の障がいや知的、精神障がいのため屋外での移動が困難な方に支援を行います。

■ 地域活動支援センター

15歳以上で障がいがあり施設などに入所していない方に創作活動や生産活動の機会、日中活動の場を提供します。

■ 訪問入浴サービス

重度の身体障がいがあり、家庭での入浴と入浴のための移送が困難な方に移動入浴車などによる入浴サービスを行います。

■ 日中一時支援

障がいのあるお子さんや障がいのある方に、日中活動の場を提供し見守りや社会適応のための訓練などを行います。

■ 中途障害者生活訓練

重度の中途障がいのある方(他の病気や障がいのない方)に、歩行訓練や家事訓練、コミュニケーションなど日常生活に必要な訓練を指導する講師を派遣します。

■ 障害者スポーツ教室

身体に障がいのある方の体力の維持、機能回復、自立更生を図ります。開催時期や種目については広報紙「市政はこたて」などを通じて案内します。

■ 知的障害者青年教室

義務教育を修了した知的に障がいのある方に、集団活動の機会を提供し、自立する力や生活習慣を身につけることを目的に開催します。

■ 点訳奉仕員等養成講座

点訳、朗読、手話、要約筆記に必要な技術等の指導を行います。

■ 身体障害者自動車運転免許取得費の助成

身体障がい者のうち、部位別の等級が1～4級の方で、通勤や事業を行なうためなど自立や社会参加の促進を目的に運転免許を取得した費用の一部を助成します。

■ 身体障害者自動車改造費の助成

重度の肢体不自由者(肢体障がい者のうち、部位別の等級が1・2級の方)で、前年の所得が一定の基準を超えない方に、就労などのため自らが所有し運転する自動車の操行装置と駆動装置等を改造した費用の一部を助成します。

自立支援給付・地域生活支援事業に関するお問合せ

障がい保健福祉課

▶ 身体・知的障がい TEL.21-3302 FAX.27-2770

▶ 精神障がい TEL.21-3077 FAX.27-2770

亀田福祉課

TEL.45-5482 FAX.45-5486

東部4支所の市民福祉課(146～147ページ参照)

〈広告〉

すべてはお客様の笑顔のために…



IMABUCHI CAR REPAIR

有限会社 **いまぶち自動車**

北海道運輸局認証工場(2-597) ●業務内容/車に関する事業全般

函館市西桔梗町853-8

TEL 0138-49-5749

FAX 0138-49-7132

HP <http://www.i-c-r.co.jp>



その他の障がい者支援制度

公共交通等を利用する場合の運賃割引

問合せ 障がい保健福祉課

▶ 身体・知的障がい TEL.21-3263 FAX.27-2770

▶ 精神障がい TEL.21-3077 FAX.27-2770

亀田福祉課※ TEL.45-5482 FAX.45-5486

東部4支所の市民福祉課(146～147ページ参照)

※亀田福祉課では、精神障がい者向けの交通料金助成制度については引換券との交換のみ取り扱っています。

▶ 有料道路利用の場合

次の方は手帳に証明を受けると、料金が半額になります。

■ 身体障害者手帳を持ち自ら運転する方

■ 第1種の身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方を同乗して運転する介護者

※自動車(営業用は除く)は本人または家族が所有するもの、または、継続して日常的に介護する方が所有するもの一台に限ります。

▶ タクシー利用の場合

■ 身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方
手帳を提示すると料金が1割引になります。

■ 下肢または体幹機能障がい1～3級、視覚障がい1・2級、内部障がい1級の方と療育手帳A判定の方
市に申請すると料金の一部を助成します。
(基本料金×年間36回)

▶ 市電・函館バス利用の場合

身体障害者手帳、療育手帳を提示すると料金が半額になります。(函館バスは一部対象外の路線があります)

また、下記の方は、外出支援制度も利用できます。

■ 身体障害者手帳(1～4級)または療育手帳(A判定またはB判定中度)をお持ちの方・特別児童扶養手当の対象児の方に、ICASnimocaのポイント年間36,000円分を上限に乗車料金を助成します。

■ 精神保健福祉手帳(1～2級)をお持ちの方に、ICASnimocaのポイント年間72,000円分を上限に乗車料金を助成します。

■ 精神保健福祉手帳(3級)をお持ちの方に、ICASnimocaのポイント年間36,000円分を上限に乗車料金の半額分を助成します。

■ 介護人と一緒に市電・函館バスに乗車する身体障がいまたは知的障がいのある方で下記に該当する方の介護人に、ICASnimocaのポイント年間36,000円分を上限に乗車料金を助成します。

● 身体障害者手帳第1種、第2種第2級、視覚4級、音声・言語・そしゃく3級の方

● 療育手帳A判定・B判定(中度)の方

● 特別児童扶養手当の対象児

▶ 旅客鉄道(JR)または航空機利用の場合

お持ちの手帳によっては、割引を受けられる場合があります。詳しくは各社にお問合せください。

障がいのある方が車に乗る場合の支援

問合せ 函館中央警察署交通課 TEL.54-0110(内線416)

函館西警察署交通課 TEL.42-0110(内線412)

▶ 駐車禁止の対象除外

障がいのある方が車に乗り、駐車禁止道路でやむを得ず駐車する場合は、駐車禁止対象除外指定を受けられます。指定には申請が必要です。

対象者

● 視覚障がい1～4級のうち両眼視力の合計が0.09以上0.12以下

● 聴覚障がい2・3級

● 平衡機能障がい3～5級

● 上肢障がい1・2級のうち両上肢の機能の著しい障がいまたは両上肢のすべての指を欠く

● 下肢体幹障がい1～5級

● 内部障がい1～3級

● 運動機能障がい者(上肢)1～2級

※一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く

● 運動機能障がい(移動)1～5級

● 療育手帳A判定

● 精神保健福祉手帳1級

▶ スパイクタイヤ規制の免除

障がいのある方(肢体障がい、内部障がいのみ)が運転する車のタイヤは、スパイクタイヤを使用できます。

※届出は不要ですが、身体障害者手帳を所持して運転してください。

NHK放送受信料の免除

問合せ 障がい保健福祉課

▶ 身体・知的障がい TEL.21-3302 FAX.27-2770

▶ 精神障がい TEL.21-3077 FAX.27-2770

湯川福祉課 TEL.57-6170 FAX.57-4134

亀田福祉課 TEL.45-5482 FAX.45-5486

東部4支所の市民福祉課(146～147ページ参照)

● 障がいのある方のいる世帯で、全員が市民税非課税の場合、NHK放送受信料が全額免除されます。

● 障がい(視覚、聴覚、1・2級の身体障がい、A判定の知的障がい、1級の精神障がいのいずれか)のある世帯主が契約者の場合、NHK放送受信料が半額免除されます。

障害者地域活動緊急介護人の派遣

問合せ 障がい保健福祉課 TEL.21-3013 FAX.27-2770

亀田福祉課 TEL.45-5482 FAX.45-5486

東部4支所の市民福祉課(146～147ページ参照)

障害者生活支援センターぱすてる

TEL.34-2611 FAX.34-2612

介護している方が病気等のため、障がいのある方の介護や学校等への送迎ができない場合に生活支援員を派遣します。一部利用料がかかります。

携帯電話料金の割引

身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方に対して、携帯電話の使用料等の割引制度があります。詳しくは各携帯電話会社へお問合せください。

重度心身障害者医療費の助成

問合せ 障がい保健福祉課 TEL.21-3187 FAX.27-2770
 湯川支所民生担当 TEL.57-6163 FAX.59-4837
 銭亀沢支所 TEL.58-2111 FAX.58-4682
 亀田支所民生担当 TEL.45-5582 FAX.45-1090
 東部4支所の市民福祉課(146～147ページ参照)

重度障がいのある方に保険診療に係る医療費の一部を助成しています。申請により受給者証を発行します。

対象となる方

障がいのある方(●身体障害者手帳1～3級 ●療育手帳AまたはB(中度) ●精神障害者保健福祉手帳1級のいずれか)で、主たる生計維持者の所得が、限度額未満の方が対象です。

※課税世帯で後期高齢者医療(101～102ページ参照)の自己負担割合が1割の方には、受給者証は交付されません。医療機関にかかるときは健康保険証のみを提示してください。

※65歳～74歳の方は後期高齢者医療の障がい認定を受けていることが要件となります。

※主たる生計維持者とは生活費の大半を負担している方です。

■ 主たる生計維持者の所得限度額

扶養親族等の数	所得限度額(控除後の額)
0人	628万7千円
1人	653万6千円
2人	674万9千円
3人	696万2千円

■ 申請には

健康保険証・印鑑・各手帳または手帳の交付対象と分かる書類、マイナンバーカードまたは、番号通知カードと身分証明書(写真付きの場合1点、写真なしの場合2点)(代理人の場合は本人のマイナンバーカードまたは、番号通知カードと代理人の身分証明書(写真付きの場合1点、写真なしの場合2点))が必要です。

※マイナンバーの確認により提出を省略できる書類があります。

また、この他申請される方の申請内容や世帯の状況などにより、追加に必要な書類の提出をお願いすることがあります。

※転入されてきた方は所得額・控除額・扶養人数が分かる書類(所得・課税証明書・市町村民税特別徴収額決定通知書など)が必要になる場合があります。

※対象者が3歳以上の場合は18歳以上の世帯員全員の非課税証明書が必要になる場合があります。

助成の内容

医療機関にかかったときの医療費のうち保険診療の自己負担額(1割から3割)を助成します(精神障がいのある方は入院に係るものを除く)。

年齢、世帯の住民税課税状況、入院と入院外、および初診時の区分により、次の一部負担金が発生しますので、医療機関等の窓口でお支払いください。

■ 自己負担額

区分	利用限度額(1か月)						
3歳未満	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 柔整 270円 訪問看護は1割負担						
3歳以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用限度額(1か月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非課税世帯</td> <td>かかった医療費の1割 月額上限 入院+通院 57,600円(世帯単位) 4回目以降の場合 44,400円</td> </tr> <tr> <td>課税世帯</td> <td>通院 18,000円(個人単位) 年間限度額は 144,400円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用限度額(1か月)	非課税世帯	かかった医療費の1割 月額上限 入院+通院 57,600円(世帯単位) 4回目以降の場合 44,400円	課税世帯	通院 18,000円(個人単位) 年間限度額は 144,400円
区分	利用限度額(1か月)						
非課税世帯	かかった医療費の1割 月額上限 入院+通院 57,600円(世帯単位) 4回目以降の場合 44,400円						
課税世帯	通院 18,000円(個人単位) 年間限度額は 144,400円						

※世帯の課税状況の判別には、別居の主たる生計維持者を含みません。

▶ 道外で診療を受けた場合

いったん医療費の全額を自己負担した後、2年以内に市に申請すると、助成を受けられる場合があります。

■ 申請には

受給者証・印鑑・領収書・診療報酬明細書(レセプト)・健康保険証・受給者名義の口座情報のわかるもの(預金通帳等)が必要です。

障がい者・家族の相談窓口

函館地域生活支援センター

場所 駒場町9-24 TEL.54-6757 FAX.54-6811

在宅の精神障がいのある方と家族に、専門の職員が生活を支援するため、各種の相談に応じます。

障害者生活支援センターぱすてる

場所 石川町90-7 TEL.34-2611 FAX.34-2612

在宅の障がいのある方と家族に、専門の職員が生活を支援するため、各種の相談に応じます。

発達障害者支援センターあおいそら

場所 石川町90-7 TEL.46-0851 FAX.46-0857

自閉症などの方と家族が生涯に安心して、より充実した生活を地域で送られるように支援します。

はこだて療育・自立支援センター

場所 湯川町2丁目39-26 TEL.36-0500 FAX.59-2500

障がい児・者の生活を支援する次の事業を実施しています。

- 医療型児童発達支援センター「はぐみ」
- 児童発達支援「つばみ」
- 生活介護「あおやぎ」・「ともえ」
- 就労継続支援B型「ワークあおば」
- 自立訓練(生活訓練)「ライフあおば」
- 診療所(小児科・精神科・整形外科・リハビリテーション科)
- 日中一時支援
- 相談支援
- 保育所等訪問支援
- あそびのひろばゆうing

公共職業安定所(ハローワーク函館)

場所 新川町26-6 TEL.26-0735

障がいのある方の職業相談・紹介、職業訓練校への入校案内・あっせん、雇用保険の給付などを行っています。また、手話通訳者つきの相談日(月曜日(月3回)午前10時~正午)、精神保健福祉士による「こころの相談コーナー」(毎週木曜日午後1時~5時)を設けています。

道南しょうがい者就業・生活支援センターすてっぴ

場所 石川町41-3 TEL.34-7177 FAX.34-5545

障がいのある方が職業生活における自立を図れるように必要な支援を行います。

- ① 仕事を探している方や長続きしない方からの相談や、現在職場で困っている方の相談に基づく支援。
 - ② 企業の障がい者雇用に関する相談に対するアドバイス。
 - ③ 支援者、障がいのある方向けの勉強会や講演会の実施。
- ※ 仕事のあっせんは行っていません。

こころの悩み相談

問合せ 障がい保健福祉課 TEL.21-3077 FAX.27-2770

統合失調症、うつ病、神経症等の病気や心の悩み等について電話や来所での相談に応じます。家族の相談にも応じています。

障がい福祉のしおり

障がいのある方が利用できる各種制度の概要を説明・紹介した冊子を配布しています。

配布場所

障がい保健福祉課、亀田福祉課、湯川福祉課、銭亀沢支所、東部4支所の市民福祉課

その他の福祉制度

生活の支援

▶ 民生委員・児童委員

問合せ 函館市民生児童委員連合会事務局(あいよる21内)

TEL.26-8306

地域福祉課 TEL.21-3293

民生委員・児童委員は、暮らしやすい地域づくりを応援するため、活動しているボランティアです。

困ったことや心配ごと、援助を必要とする相談に、住民の立場に立って対応します。また、福祉サービスの情報提供なども行い、地域と行政との橋渡し役として活躍しています。

▶ 生活保護相談

問合せ 生活支援第1課 TEL.21-3285

湯川福祉課 TEL.57-6170

亀田福祉課 TEL.45-5483

東部4支所地域の方は、湯川福祉課にお問合せください。

経済的な理由で生活に困っている方の生活保護相談に応じています。相談を希望する方は、担当窓口にお越しください。

▶ 生活困窮者自立支援相談

問合せ 生活支援第1課 TEL.21-3089

生活保護に至る前の方々を対象に経済的・社会的な自立に向けた相談に応じています。相談を希望する方は担当窓口にお越しください。

▶ 生活福祉資金の貸付

問合せ 函館市社会福祉協議会(あいよる21内)

TEL.23-2226

他の貸付制度が利用できない低所得世帯や高齢者世帯に、経済的な自立と生活の安定を目的に貸付しています。種類は総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。

▶ ふらっとDaimon

問合せ ふらっとDaimon(函館駅前ビル(旧棒二森屋))

TEL.26-1188

函館駅前ビル(旧棒二森屋アネックス館)6階で、高齢者などの交流や憩いの場のほか、福祉ボランティア活動スペースや福祉ショップ、高齢者の生涯学習の場など、誰もが気軽に訪れることができ、居心地の良い空間を提供しています。

▶ 戦傷病者の方が利用できるサービス

▶ NHK放送受信料の免除

問合せ 渡島総合振興局社会福祉課(渡島総合振興局内)

TEL.47-9531

戦傷病者手帳をお持ちの方が世帯主で、障がいの程度が特別項症から第1款症の場合、放送受信料が半額免除となります。

▶ 福祉のまちづくり施設整備費補助金

問合せ 地域福祉課 TEL.21-3022

誰もが安全で円滑に利用できるよう店舗等の公共的施設を整備する場合に、費用の一部を補助します。補助金の申請には、事前協議が必要です。詳しくはお問合せください。

▶ 福祉サービス苦情処理制度

問合せ 福祉サービス苦情処理委員事務局(管理課内)

TEL.21-3297 FAX.26-4090

✉ fukushi-kujosyori@city.hakodate.hokkaido.jp

平日の午前8時45分～午後5時30分

福祉サービスを利用している方の不満や苦情などの相談をお聞きし、ケースにより弁護士などの苦情処理委員が対応します。公平で適正な目で解決にあたります。

▶ 成年後見制度利用相談

問合せ 函館市成年後見センター(あいよる21内)

TEL.23-2600

✉ hakodate_kouken@hakodatesyakyo.net

認知症高齢者や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力に不安のある方の権利を擁護するための、成年後見制度に関するワンストップ相談窓口です。また、市民後見人や親族後見人等の活動支援を行っています。

▶ はじめての手話「手話出前講座」

問合せ 障がい保健福祉課 TEL.21-3263 FAX.27-2770

学校や企業、団体等のおおむね10人以上のグループへ講師を派遣し、講座を開催します。講師費用は無料。平日の午前10時～午後9時、90分以内で行います。

〈 広告 〉



小さなお子様から、ご高齢の方まで、
ご自宅での生活をサポートいたします。

訪問看護ステーション
フレンズ

函館市末広町6-14
TEL. (0138) 26-3388

ステーション運営法人 株式会社 トラント ユイット
〒040-0051 函館市弁天町10-12